

原議保存期間	5年(令和11年3月31日まで)
有効期間	一種(令和11年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長  
 警視庁組織犯罪対策部長 殿  
 各道府県警察本部長  
 各方面本部長

警察庁丁組一発第107号  
 令和6年3月1日  
 警察庁刑事局組織犯罪対策部  
 組織犯罪対策第一課長

証券市場における暴力団等排除対策の推進について（通達）

証券市場における暴力団排除については、「証券市場における暴力団等排除対策の推進について」（平成31年4月1日付け警察庁丁暴発第140号。以下「旧通達」という。）により、日本取引所グループ（以下「JPX」という。）の暴力団等排除の取組を支援しているところであるが、この度、同通達の内容を一部見直したことから、各都道府県警察にあっては、下記事項に留意し、証券市場からの暴力団等排除対策の推進に努められたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 JPXからの暴力団関係相談

JPXのうち自主規制業務を行っているのは、日本取引所自主規制法人（以下「自主規制法人」という。）であることから、自主規制法人から関係都道府県警察の暴力団対策主管課に対し、証券市場において暴力団等の関与が疑われる場合に相談がなされる。

2 暴力団情報の提供上の留意事項

暴力団関係相談に対する暴力団情報の提供に当たっては、「暴力団排除等のための部外への情報提供について」（令和6年2月26日付け警察庁丙組組一発第26号）に基づき、迅速かつ適切に対応すること。

3 情報の厳格な管理

自主規制法人から暴力団関係相談がなされた場合、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に定められている重要事実該当し得る情報に接する場合もあることから、当該情報を知った者がその公表前に当該情報に係る企業の有価証券の売買を行えば、同法で禁止されるいわゆるインサイダー取引となるおそれがあることを情報に接する者に周知徹底すること。また、暴力団対策主管課においては、所属長から指定された暴力団排除業務担当者（複数人可）のみが、自主規制法人からの暴力団関係相談の事務を処理することとし、必要な場合を除き、担当者以外の者が当該相談に係る情報に接しないようにすること。

4 警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課への事前連絡

自主規制法人から暴力団関係相談を受けた都道府県警察は、自主規制法人に暴力団情報を提供する前に警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課に連絡すること。

